

日時：平成24年9月25日（火）  
午前10時00分～午後0時10分  
場所：柴田町保健センター講習室

<出席者>

遠藤委員、古川委員、澤田委員、児玉委員、志子田委員、吉良委員

<欠席者>

阿部委員、桜場委員、大庭委員

<事務局>

平間まちづくり政策課長、関課長補佐、小野主幹、小林主査

1. 開 会

小林主査：ただ今より、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成24年度第3回審議会を開催いたします。

現在、委員9名中5名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会が成立していることを申し上げます。なお、古川委員については間もなく到着されるとのことです。また、阿部委員、桜場委員、大庭委員については欠席されるとの連絡が入っております。

2. 会長あいさつ

遠藤会長：前は、現地視察を中心に柴田町のまちづくりの状況について検討しました。今後は、それをどう整理して魂を入れていくかという作業があります。それから二点目として、この審議会として、まちづくりを推進していくことへ、どういう形で貢献できるかということについて、議論を進めていければと思います

(古川委員着席)

3. 会議録署名員の指名

遠藤会長：会議録署名員の指名です。事務局から説明をお願いします。

小林主査：今回は、澤田委員、児玉委員に会議録署名員をお願いしたいと考えております。

遠藤会長：それでは澤田委員、児玉委員のお二人をお願いいたします。

#### 4. 報告事項

遠藤会長 : 次に報告事項です。事務局から説明をお願いします。

小林主査 : 報告資料1をご覧ください。住民投票条例整備の進捗状況について報告いたします。今年の5月の第1回審議会で、住民投票について答申をいただきました。現在の状況としては、住民投票条例案の内容について議員全員協議会で協議をしていただいております。まず、現在、議員全員協議会で協議していただいている条例案について、審議会から答申いただいた内容から変更している点がありますので、その点についてご説明いたします。

条例案の第2条「住民投票に付することができる重要事項」になりますが、新たに1項「町長は、住民投票に付そうとする事項について、住民投票の発議者及び町議会と公聴の場を設け熟議するものとする。」を追加しています。住民投票は、どうしても一時の盛り上がりで進んでしまう傾向があります。それが本当に住民投票が必要なもののなか、情報の不足による誤解は無いのか、他に解決できる方法はないのかなど、一旦クールダウンする機会を設け、冷静に考えた上で、必要であれば住民投票を実施し、他に解決の道があるのであれば、それを選択していけるようにする。そのため、町長、議会、発議者の三者が公の場で議論する場を設ける規定を追加しました。

次に、住民投票に付すことが出来ない事項ですが、新たに第2項第4号に「町議会の議決により効力が発生している事項」追加しました。町の議事機関である議会の議決の重みというものを踏まえ、既に議会で議決されているものについては、除外するものとししました。この2点が大きな変更点となりまして、その他はその変更にもなる項番等の変更です。

議員全員協議会では、8月20日、9月19日、10月16日の3回で協議するという予定になっています。実質的な内容の協議は、9月19日の第2回からスタートしておりまして、第2回では、第1条から第12条まで協議がされまして、第1条から順に内容について質問や意見が出されました。

そこで出された主な質問、意見を挙げますと、最終的には議会が判断するとしても、議会が軽視される恐れがあるのではないかと、地方自治における間接民主制と直接民主制の関係性からも議論する必要があるのではないかと意見が出されておりました。

第2条第2項第4号については様々な意見が出されておりました。議決の重さ、それから濫用のリスクを考えると規定するべきだという意見がありました。一方で住民の意思を確認するという制度の趣旨から考えると規定する必要が無いのではないかと意見もありました。

第4条関係では、住民請求の要件ということで、1/4、1/50という数字について意見が出されましたが、特に議会を通さずに住民投票を実施できるという1/4については、どのように受け止めるべきかという意見が出されました。具体的に何分の1だったら良いかという議論にはなりませんでしたが、議会としてもじっくり考えなければいけない点ではないかという意見が出されておりました。

選挙と住民投票を別日程で行うという点で質問がありましたが、審議会でも審議しておりましたが、外国人の方は選挙の投票所に入場できないことから、外国人を投票資格者に含める住民投票と選挙は基本的に別日程にするという説明をいたしました。

町長から住民投票条例の上程があれば、後は議会の方で内容をどう受け止めるか議論したいという、総括的な意見も出されておりました。次回の議員全員協議会は10月16日に開催され、条例案の最後まで協議をする予定となっています。それを受けて執行部で案を再検討し、パブリックコメントを経て12月議会に条例を上程する予定としています。

関課長補佐： 説明を補足させていただきますと、議決された事項が住民投票の対象にならないという点で、直近で言えば大河原町議会が良い例になりますが、道の駅建設について反対の請願が採択され、今度は建設推進の請願が通ってしまったという事例があります。結果として直接請求による住民投票という動きになり、住民投票は議会で否決され実施に至りませんでした。地方自治法に基づく直接請求権による住民投票条例の制定ということは可能なわけです。柴田町でも現在、橋の関係で住民投票に関する動きがあるようですが、それも法に基づく直接請求による個別の住民投票条例ということになります。そういう意味で、常設の住民投票と自治法の直接請求による住民投票と明確に分けるという議論が、全協の中でもされております。

ただ、常設の住民投票条例案も有権者の1/50以上の署名で請求できるとしていますので、自治法の1/50とラップしていて紛らわしくさせているのだと思います。常設の住民投票条例が制定されたとしても、自治法に基づく直接請求による住民投票条例制定ということは、可能だということは説明させていただき、その点については了承していただきました。ただ、常設型の住民投票条例と自治法の直接請求に共通する1/50という署名要件が、住民が混乱するものになるのでは、というご意見をいただきました。この点については審議会でも出されていたことでしたが、逐条解説等でその違いを明確にし、住民の方へお知らせしていくという説明をしました。

2条の第1項で、熟議という言葉が入っていますが、これについては情報共有をしないまま、つまり双方の考え方の違う部分分からないまま、一気に住民投票という全町を巻き込むところまでいくべきなのか、という町長の考え方があります。例えば町の情報提供が不足したことから住民の誤解が生じてしまったり、逆のこともあると思います。熟議する場を設けることで、双方の考え方を理解した上で住民投票に進むのであれば、それは仕方のないことですが、話し合いも何も無い中で、一方の思いだけで判断をするべきではないと。そのような点で条文を追加すべきだという町長の考え方があり、事務局としましても情報を共有するための場を設ける必要があると考え、第2条の第1項が追加という形になっています。

その他で全協で出てきた主なものとしては、審議会でも議論となりましたが、資格者要件の年齢を18歳以上とした場合のコストについて、投票資格者の名簿調製について、必ず年4回しなければならぬのか、というような質問がありました。住民投票は、いつの時点で請求があるか分からないものです。そういう状況ですので調製しないわけにはいきません。18歳以上を投票資格者とした場合、選挙人名簿の調製と

同様以上のコストが発生するという説明をしました。審議会からも、将来の社会情勢を見ながら18歳への引き下げを課題とするという付帯意見がありますので、そういうことも頭に入れつつも、現段階では20歳以上の方を対象にするということをお話ししました。

あとは1/4という要件についてです。この数字について、法的な根拠があるのかという意見が出されました。1/3という自治法でいうところのリコール、解職・解散請求というものがありますが、最終的に議会で判断を出すものですから、そこまで要件を厳しくする必要はないだろうと。一方、1/6まで下げる内容ではないと。その中間のラインで、議会の議決を経ないで住民投票を行える署名数を1/4としたと説明をしております。

前回の全協では、12条まで協議が終了しましたが、13条以降は事務的な流れが中心になってきますので、次回の全協は淡々と最後まで進むのかなと。その後、全協での意見を踏まえ最終修正をしまして、この審議会にも報告並びにご意見を伺うという形にしていきたいと思えます。

最後に、規則の中に盛り込んでおりました、住民投票に付そうとする案件が本当に重要かどうか審査する審査会について、それは重要な点であるから条例の方に規定すべきではないかという議員さんの意見がありました。つまり、審査会の設置については条例で規定すべきだということです。これを条例の方に入れますと、かなり詳細な部分まで条例に入ってきて乱雑化の恐れもありますので、法制担当とも確認しながら検討させていただくということになっています。規則は議会の議決案件ではありませんので、重要な点は条例に盛り込むようにという考え方だと思うのですが、今回は、規則についても参考資料ということで条例とセットで議員さん方に見ていただいていますので、そういうことで納得していただけるかどうか、そういう点も次回ご意見をいただいでいく予定です。

遠藤会長： ただ今、事務局から住民投票条例に関して報告がありましたが、まずは質問があれば各委員からお願いします。はい、児玉委員。

児玉委員： 2条の2項4号については、常設の住民投票条例で対象外でも、自治法の直接請求で1/50以上の署名で住民投票を実施するよう議会に出せるということでしたが、常設の住民投票条例があつて自治法での住民投票も生きる、両方生きるというのが少し不思議だというのが私の思いです。情報共有、話し合いが大切だということで第2条の第1項が追加されたということですが、それは自治法の住民投票条例では必ずしもあるとは限らない。

関課長補佐： 少し説明を補足しますと、自治法の直接請求というのは条例の制定権ですから、住民投票条例を制定してください、というのが自治法の制度です。個別条例となりますから、〇〇についての住民投票条例を制定してください、というのが1/50の直接請求になります。現在制定に向けて検討を進めている常設型の住民投票条例は、重要案件であるという判断に至れば、この条例を使って住民投票の手続きに入れるという

ことです。この2つには、このような違いがあります。

児玉委員： 2条の追加された項目は、町長の考えだということでしょうか。

関課長補佐： 発議者、議会、町長が話し合う場、誤解があればそれを解消していく場、例えば公開討論などでも良いと思うのですが、話し合いをする場を設けて、相互がどのような考えを持っているのか、齟齬があるのか、そういうところを明確にした上で、住民投票に入るべきではないのか、という町長の考えがありました。

児玉委員： 2条2項4号の議決されたものは対象としないということであれば、第1項の議会も入って熟議する場面も無いのではないかと思います。連絡橋の関係で、今まさに住民投票というのが直面している問題です。常設の住民投票条例というのが住民にとって使いやすいものでなければと。ただ、私たちは答申していますから、後は町長と議会で判断する、最後は議会で責任を持って決めることになるのでしょうか。

関課長補佐： 今の点は、全協でも出され、4号が無い場合を想定した議論もありました。議決された案件でも全て住民投票の対象とした場合、町で進めていることに面白くないと思っている人たちは、全てが住民投票の題材となってしまうと。予算も含めて、全てのことが対象となってしまうのかという意見が出されました。議会の議決があって予算が既に執行されているもの、走り出しているものや、議決を要するものであれば総合計画もあります。そういうものについては、事前に熟議する場を設けて、考え方を確認することが可能であるのだから、発議者、議会、町長が一堂に会する場を設けるといふ一文が入ってきました。

遠藤会長： 志子田委員、何かございますか。

志子田委員： 児玉委員が言うように、法と条例の使い分けというのは混乱する、という意見もあると思いますが、橋の問題とか町の現状を見てみると、4号については納得せざるを得ないということも考えられると思います。

住民一人ひとりの考え方はどうなのか、ということでは、話し合いの場を設けるといふのは必要になってくると思います。橋の問題のことを考えると、三者で話し合いの場があったようには見えないんですね。ですから、話し合いの場を設けるといふのは良いのではないかなと思います。

遠藤会長： 澤田委員、いかがでしょうか。

澤田委員： 第2条第1項については、発議者と町長と議会が広聴の場に出て、相方の意見を聴くというのは、住民にとっても良いことですし、これについては私は良いと思います。

2項4号については、一度議会を通過しているものを、もう一度蒸し返して住民投票というのは、どうなのかなと。問題によっては、何でもかんでも投票ということにな

ってしまうんですね。1／50の署名を集めてきて、何度もやるというのでは大変なことでしょう。議会に対する重みというか、そういうことをちゃんと考えないと。二代表制の中、住民の意見を踏まえて議員さん方は賛成、反対の決断をしているのでしょうから。今回の橋の問題は別に考えても、議会の中で賛成多数で決められたことを、反対派の人達が自治法を使って1／50を集めて投票だということでは、今後の問題としてどう対応していくのかと。

関課長補佐： 第2条第2項第4号に関連し澤田委員から意見が出されておりますが、常設型でも1／50の署名で住民請求が可能ですので、この規定が無ければ常設の住民投票でも澤田委員が懸念されていることが起こり得るということです。どちらを使うかということになりますが、常設の方では一旦議会で議決された事項は対象になりませんが、法の方であれば、対象にはなると。常設の方で2項4号の規定を外せば、もっと頻繁に請求があるかもしれませんし、住民投票までいく前段で、これが重要事項に該当するかどうかの審査は、四六時中出てくる可能性はあります。全員協議会の中では、議員さん方は住民から選任されている方達であり、議会での議決の重みということを押まえて4号を入れているという説明をしております。

今回、橋の問題で動きがありますが、法に基づく1／50の請求ですと、現在は700人弱で請求し条例案が議会に出され、議会で議決を得なければ実施ができないものです。後は、どの程度の連署数で、どの程度の重みを受け止めるかということになってきます。

澤田委員： 我々が常設型か個別型か議論した時に、常設型のメリットを十分勘案しながら決めました。自治法の個別型を利用してというなら、我々の住民自治基本条例が全体的に非常に軽いものになってしまう恐れがあるのではないのかという気がします。こっちがダメならこっちでやろうという感じをもたれると。

遠藤会長： そういったものも含めて古川委員いかがですか。

古川委員： 皆さんと同じ意見です。一つは公共の場を設けて利害関係者が真剣に議論をするのはいいことだと思います。それから結論の導き方が意外と難しい内容になることが多いのではないかと思います。この、審議方法とか、意思決定の仕組みのようなものは、ある程度想定されることを考えて、必要かなと感じました。4号については、難しいものになると思います。私の理解が足りないところもあるのですが、議会が議決した案件でも住民の関心が高いもので、直接民主主義を機能させたいようなものが出る場合もあるのではないのかという気がします。そういう余地が残っているかどうかということが今後の課題になると思います。

遠藤会長： ありがとうございます。副会長、なにか意見はありますか。

吉良委員： 2条第1項の文言の中で、熟議という言葉が出ています。あまり法には馴染まない

言葉ではないかという気がしています。話し合いの場を設けるということが必要であって、熟議という言葉は今後問題になるのではないかなと思います。それと、地方自治法とこの条例との関係についてです。確かに地方自治法は上位法ですけれども、常設の条例を優先的に使う事を考えていかなければならないのかなと。ですので、この4号の文言についてはもう少し考えていかなければならないと思います。

児玉委員 : 常設の条例の一番骨抜きにされてしまう、町議会に対して反論できないというのがこの常設の住民投票に出ています。すごく違和感があります。町で決めたことには住民は常設型では一切反論できないのですね。

吉良副会長 : それはちょっと違うと思います。少なくともこの話は1/50ですよね。もう一つ1/4というのがありますよ。1/4になれば、かなり強い住民の意向というのが出てくると思います。

児玉委員 : 1/4の署名を集めたとしても、4号について住民投票ができないのですよね。

遠藤会長 : 事務局から説明をお願いします。

関課長補佐 : 基本的にはできません。議会の議決により効力を発生している事項は重要案件ではないということですから、署名数に関わらず対象外になります。

児玉委員 : 自治法の1/50署名による直接請求で、例えば議会で決まったことに反対して住民投票へ向けて署名が集まったとしても、議会はその住民投票に反対するので実施できないことなんですね。住民が、住民投票をして欲しいという姿勢で反対の法定署名を集めても、議会は賛成なんだから、議会では必ず住民投票が否決されますよね。だから、いくらやっても議会で否決されるということの繰り返しになります。それなら、議員を変えなきゃならないという運動になると思います。

関課長補佐 : 今の話になれば1/4ではなくて1/3のリコールか住民投票かどっちでも使える署名を集めるというところまでいくと思います。例えば連署で1/3以上集めても議会で否決されて住民投票を実施してもらえないということであれば、リコールをかけるという形になってくると思います。そうなるともっと使い勝手の悪い住民投票条例になっていくのかなという感じがします。

遠藤会長 : 確認させていただきます。まず第2条の1項についてですけれども、この条文は日本語として少し疑問があるので確認してください。「熟議するものとする」は町長が主語になりますよね。それに対して町議会は、熟議するのかもしれないのか。議会も熟議するのであれば、この文章は日本語として成り立っていないと。それから、熟議するのは「住民投票に付そうする事項」ということであって、第2条2項の「住民投票に付すことができる重要事項」とは違ってくるのでしょうか。この第1項の「住民投票

に付そうとする事項」は何を指すのか、確認しておきたいです。また、住民投票の発議者と町議会と公聴の場を設けるとありますが、公聴の場を設けるのも町長になるのでしょうか。これらを踏まえると、規定しようとする趣旨がきちんと反映されていない文章ではないかと思います。事務局の説明によると、発議者が住民投票を起こそうとする時は、町長は発議者と町議会と執行部の三者が集り、公平公正な口上の場を設け、三者で協議する。こういうことをやりたいということでした。そうであるならばそういうことを表した文章にするべきです。かつ、副会長が提起されましたが、「熟議」という言葉について、法的にどういった意味があるのか、前例などから提示してもらいたいと思います。

その次に、この第1項の規定については、住民投票をやろうとする際の前置事項なのかどうかですね。この熟議した後、先ほど古川委員が指摘された、どうやって意見を集約していくか、発議者の意向と違った結論が出されたとしても、住民投票というアクションに入れるのかどうか、そういうことが非常に問題です。言い換えると熟議の結果については、全て従わなければならないということなのか、それともこれは単に議論して熟議したという事実行行為があれば、その次に住民投票に入れるという、単なる経過行為であると解するのか、その辺がきちんと分かるようにしていただきたい。これは直接民主主義の否定にもつながるといふ基本的な問題にも関わりますので、ここについては審議会として再度議論しなければいけないと思います。審議会から出された答申が軽視されているのではないかというような中身を有する可能性もありますので、この場で議論しても良いのではないかと思います。

次に第2条第2項第4号ですが、これは町議会の議決に効力を発している事項については住民投票にすることができる重要事項とはならないというので、これに該当するものについては住民投票に付せないということになります。言い換えれば直接民主主義自体が否定されていると。直接民主主義に先行する形で、町議会の議決が既に上回った意思決定的になるということですね。それは妥当なのかどうか、基本条例自体が想定していたことなのかどうか、という基本的な問題が提起されているのではないかと思います。それを良しとするかしないか。そういったところに疑問を持ちました。常設の住民投票条例では直接民主主義を如何に確保するかという考え方で審議を行ってきたわけですから、こういう形で修正があるということについては、この審議会ですらどう考えるのかという議論をしておかなければならないと思います。ただ、こちらは答申ですから、それを尊重するかどうかというのは執行部であり、議会が我々の意向をどう踏まえて対応していくかというところの限界はあると思います。以上です。

児玉委員：今日の審議内容というか出された意見について、10月16日の全員協議会で報告するということはあるのでしょうか。

関課長補佐：話をしていきたいと思います。

児玉委員：遠藤会長がおっしゃったように、まちづくり基本条例は柴田町の一番大事な条例になります。それなのに議会で決まったことは住民投票できませんということでは、直



接民主主義からいえばすごい違和感があり、議会第一優先という感が出ているので、私は納得できません。何のための住民投票条例なのかなと思います。過去の議会でいろいろなことがあった際、住民が直接ものを言うと、議会が軽く見られる、議会があるのだから議会を通すべき、直接住民がものを言うのはおかしいという議員さんが過去にもいました。やはり、議会、議員さんはそういう風に思うのかなと心配になりました。これに関しては議員さんが全員こういう風に思っているわけではないですよ。

関課長補佐： 第2と第4号については、議員さんも考え方が二つに分かれています。1つは会長のおっしゃったとおり、民主主義の根幹に関わってくるので、入れるべきじゃないという議員さんもいます。もう一方では、先ほど澤田委員がおっしゃったとおり、濫用防止の観点から、これが無ければ全てに対して住民投票が出てくる可能性だってあるという2つの考え方があって、最終的に議員さんの考え方がどのようになるかというのは、10月16日の全員協議会で恐らくある程度の意見は出されるだろうと思います。それでなおかつ、その意見、審議会でその意見を取り込みながら、上程していきますけども、最終的には議会でこの条例自体をどのような形で議決していくか、つまり執行部で規定を外しても、議会の方で入れるという可能性はありますので、それについては今のところ何も言えないというのが現状です。

あともう一つ、先ほど会長から三者で話し合いの場を設け、その結論によっては住民投票が実施できないのかという疑問が出されましたが、そのような前提でなくて、例えば、住民投票を実施したい内容についての情報のやり取りであったり、意見の交換をする。その上で内容を正確に把握した上で住民投票の行動に移すという風なことで考えております。したがって、こここのところに出た結論によってこの住民投票に移せなくなるということは一切考えていません。

澤田委員： 公聴会を開くということは、ある意味非常にいいことだと思います。住民が何で賛成なのか、何で反対なのか、連絡橋についても良く知らない人もたくさんいるわけです。それを住民の方々が公の場でそういう議論をしていただけるということは、非常に大事なことですし、発議者も、私はこう思ってこうなんだと言える。議会は議会で賛成の人はこうだから賛成である、反対の人はこうだから反対なんだと。町長は町長で、実はこれはこういうことなんだと言える。それを住民がみんなで聞けることは非常に良いことですから、こういう場は設けるべきだと思います。情報公開という意味では、住民投票をする住民が、問題の要点を把握していないと正しい投票ができなくなってしまふから、住民の前で堂々と議論して欲しいと私は思います。

遠藤会長： 志子田委員は何か意見がありますか。

志子田委員： 今町で話題になっている連絡橋については、ある日突然出てきた話のような感じで住民の方は言っているわけですよ。でも、私は4年くらい前からそういう話があるということをいろいろなところで聞いていました。私も澤田委員と同じで、先ほども言いましたが、公聴の場でみんなで話をして、ディスカッションでも何でもいいです

けどやってもらうっていうのは、この住民投票を絶対やらなければいけないのか、最終的にお互いが納得するのかという、決める一つ的手段としてこの公聴の場というのは、あったほうが良いのではないかと考えています。

遠藤会長 : 児玉委員は何か意見がありますか？

児玉委員 : 第2条の第1項については、会長がおっしゃったとおり主語と述語が確かに違うし、文章を直さなければいけないと思います。話合いの場を設けてそれぞれの考えを説明するとき、第2項の4号との兼ね合いを考えると町議会で議決したことに関することであれば、議会も入って話し合いをする必要がなくなるのですよね。

澤田委員 : そんなことも無いのではないのでしょうか。何でそういう風になってしまったんだろう、議員さんたちが何でそういう結論をだしたのだろうという問題も、この公聴会の場では当然出てくるから。

児玉委員 : 今の案だと、議会で議決されたことは、そもそも住民投票の案件にはならないわけですよね。

澤田委員 : まず、我々住民は知らないことが多いんですよ。だから、そういうことを三者が寄って、いろいろな形で議論して素材を与えてもらわないと、住民投票をしたとしても住民はどっちに入れたらいいのかわからない。それが情報公開であるし、民主主義に一番良いやり方ではないですか。

児玉委員 : その議論の場はもちろん必要だと思います。

澤田委員 : まず公聴会を開くということが必要だということなんです。

児玉委員 : 住民投票に関係なくても、そういう場を設けることが大切なんですよ。そうであれば例えばこの項目ではなくて、別のところにあってもいいのではないかと思います。

澤田委員 : 関係する人たちが寄って、実際に議論しているのを我々は聞きたいのですよ。住民は住民で個人的に何かやって、みんなに話をしている。議会は議会で何かやっている、町長は町長で何かやっているというのではなくて、関係者が一堂に集まって、そこで議論をさせていただいて、我々はそこから何が正しくて、何が駄目なのかということを探り出さなければならない。

児玉委員 : これは住民投票をするから話し合いをするのではなくて、住民投票の前の段階ですよ。住民投票をする内容について意見交換をするということではなくて、その前の段階でどうしてこうなっているのということで話し合いをするというのだったら、良く分かるのです。今回の動きでも、いろいろな場を設けて話し合いをしてきて、それ

じゃあ住民投票をすべきたという動きになったわけです。住民投票ありきで始まってはいないのです。

澤田委員：でも、その辺の事情を殆どの住民は知らないわけです。そういうものをみんなに聞いてもらわなければいけないわけですよ。

児玉委員：住民投票ありきとしないで、そういう場を設けるといっているのであれば賛成です。

吉良副会長：少し整理させてください。第2条の第1項については概ね必要であろうと。澤田委員と児玉委員がお話したことも分かりますが、この条例の中で、住民投票とは別に話し合いの場を設けるということを入れるということは簡単ではない。少なくともこの第2条第1項では、これ以上は難しい。もちろん文言に問題はありました。これも直せばいいことです。それから第2項第4号について、これと連動はしてない。別々に考えると、第4号については先ほど事務局から説明してもらいました。それで良いのかどうかということなんです。要は第2条1項については、これは必要があるということですね。

澤田委員：文言は別としても、それはだいたい一致したわけですね。文言は考えていただくと。

吉良副会長：2項4号については、これは決定事項ではないですよ。

関課長補佐：違います。先ほども言ったようにこの第2項第4号についてはいまだに議員さんの中でも入れるべきだという人と、入れないほうが良いという二つの意見が出ています。

澤田委員：10月16日の全員協議会の段階である程度明らかになるということだから、今ここでどうのこうのという問題ではない。

遠藤会長：古川委員どうぞ。

古川委員：まずは、住民投票に行くまでのプロセスをイメージしてみると、地域の中に、町全体に影響するような問題があって、それが議論されるというのが出発点です。本来はいきなり条例に行く前に、町全体のまちづくり協議会のような、住民が主体となって議論をする場があって、それで自分たちに手に負えない問題があったときに議会なり、行政に働きかけるという流れになっていくんです。そういう意味で住民投票の対象となる町及び住民全体に直接の利害関係を有するものの中身のイメージですが、例えば今出ている連絡橋とか道の駅とかですね、個別事業のようなことまで挙げていくと、確かに議会が懸念するように何でもかんでも住民投票に付されてしまうという懸念もイメージとしてはあるんです。だから、発議者側でも条例というのはどういうものかという勉強をする機会をどんどん増やして、それを有効に使うための学習とい

うのも必要だと思いますし、自分たちでそれを事前に処理するためのまちづくりの政策研究や協議会のような仕組みも住民主体で作るべきだと思うし、その上で判断する手段として条例があると思います。

遠藤会長 : そういった点から判断すると2条1項については賛成ということでしょうか。

古川委員 : 私は賛成です。

遠藤会長 : 事前処理の一つのプロセスとして評価できるだろうということですね。その場合に別の、要するに2条1項についての理解なんですけれどもこれは、これを経なければ住民投票という行動に入れないという形なんですよね。

関課長補佐 : そうです。常設型はそういうことになります。

遠藤会長 : ただ、熟議した結果、どういう結論を発議者である住民が出すかということは、住民ないし発議者に委ねられるということでもいいですね。

関課長補佐 : はい。

遠藤会長 : ですから議論の場で、例えば町議会が反対、町長が反対したとしても発議者側は必要だというのならば、アクションを起こせるということ。ただ、その住民投票行動を起こす場合にこのプロセスは必ず経ていただきますよということですね。

関課長補佐 : はい。

遠藤会長 : 分かりました。では、その次に、第2条2項4号にいきます。先ほどの事務局の説明では、濫用防止というのが非常に大きな要素になっているということでした。古川委員からも、濫用防止のためには事前の話し合い、十分理解をしたうえでの直接民主主義の権限の行使をする必要があるのではないかということでした。2条1項が入ることによって、濫用が抑制されると理解できないでしょうか。

志子田委員 : 2条1項でその効果が出てくると思います。話し合いで納得したので、取り下げる人もいる。1項が入って話し合いがしっかりできるのであれば2項の4号というのは同じことを2回言っているような感じがします。逆に、強調しすぎている感じがするので、そこまで強く言わなくてもいいと思います。

遠藤会長 : ということは2項4号は要らないということですか？

志子田委員 : 私は必要ないと思います。

遠藤会長 : 児玉委員はいかがですか。

児玉委員 : 私も必要ないと思います。

遠藤会長 : 濫用防止措置というのは、2条1項で担保されていくと。そういう観点であれば、濫用防止という観点からは2条2項4号は不要なのではないかと。

澤田委員 : 私は必要だと思います。歯止めが無いから、濫用させないためにも。どちらにせよ、これをここに載せておいても自治法の方を使えばやっていけるわけですから。これはこれで、何でもかんでもということを防ぐためには、やっぱり議会を通ったら、それは、終わりということを確認しておいた方がいいのではないですか。

吉良副会長 : ただこれがあると、議会優先のようになってしまうのではないですか。

澤田委員 : 無ければ議会軽視になってしまうのではないですか。そうすると何のために私たちは議員を選出して、議会に送り込んでいるのか分からなくなる。

吉良副会長 : 逆に議員のための文言と受け取られてしまう危険性があるということです。極端に言えば、議員さん達にかえてマイナスになってしまうのではないかと思います。

澤田委員 : 議会で決まるということは実行するという。議会は議会としての重みがないといけない。

児玉委員 : そういう意味では議会でしっかりと審議して議決をするのだから、4号の規定が無くても、きちんとやってくれていれば住民投票条例にはならないわけです。

澤田委員 : 議会できちんとやって、賛成が多くても住民投票は出てきているんです。いろいろ方法があるのだから住民投票をやる人はやればいい。ですから私は条例ではこの文言を入れておいた方が良くと思います。そうでないと議会が何のためにあるのかということになってしまう。

児玉委員 : そういう考えではなくて、これは議員のための条例ではないですよ。私たち住民のための条例ですよ。住民は議会の重みをわかった上で住民投票をするということを知って欲しいと思っています。4号が無くても、議会がしっかり機能していれば住民投票は起こらないわけです。これがあつたってなくたっていいですよ。

澤田委員 : 何でもかんでも対象にされてしまうと大変だからと言っているのです。

児玉委員 : そうはならないですよ。

遠藤会長 : 少し整理させていただきます。2条1項で熟議の場を設けるということになれば、住民投票を行おうとする者の事案への理解が進み、住民投票の濫発の抑制にも繋がるということです。従ってこの2条1項の規定というのは尊重されるべきであると。それを踏まえて2条2項4号についてどう理解するかということですが、まず1つの意見は児玉委員、志子田委員の意見を反映しているのですが、濫発防止ということになればこの規定は無くてもいいだろうと。逆に言えば、議会自体の議決というものが非常に適正であるのならば住民投票の重要事項として提起されるということも当然少なくなってくる。それに対して澤田委員は、この規定がないとやはり重要事項として多々出てくるであろうと。これは議会の議決の否定につながるということなのでやはりこれは、入れておくべきである、という2つの議論で対立しています。

澤田委員 : 今回のことが無ければ、4号の規定を入れる必要は無いわけです。議会で議決したものを対象に住民投票をやろうとなっているから、こういう規定も必要なのではないのかと。これを入れても絶対住民投票をできないということではなくて、自治法の直接請求の1/50が使えるのですから。2条1項は起きた問題を住民がしっかり理解していないといけないということで公聴会は必要になってくるわけです。これは住民理解のための情報公開の問題です。

遠藤会長 : 今回の橋の件に関して、こういうプロセスを経る必要があるわけです。基本条例が制定されれば。そうするとその件についてもっと発議者も、町当局も、議決した議会も、三者が同一のテーブルについて真意はこう、経済効果はこう、またマイナス面はこういう風にカバーされているんです、という議論ができるのではないですか。そうであるならば、仮に議決されたものについて、新たな投票行動を起こそうとしても、2条1項があれば、クールダウンの機会が持てるので良いのではないかと思います。言い換えれば2条2項4号が無かったとしても、それほど濫発にならないのではないのかというのが児玉委員、志子田委員、副会長の意見です。それについて、どう思いますか。

澤田委員 : まず、議会の議決というのが最優先の問題です。

遠藤会長 : 一方で、「直接民主主義」対議会という「間接民主主義」の問題をどう考えるのかという議論をしています。

澤田委員 : 現在は2元代表制というのが柴田町に限らず全てで行われているわけですから、それはそれで尊重する以外ないのではないですか。

児玉委員 : 大きな話で例えると、最近消費税が通りましたよね。でも反対の人も多いじゃないですか。それでみんな運動をするわけです。それと似たようなことを考えれば、私は橋については賛成なので今回のことは何も言いませんが、この項目があることはあまり意味が無いのではないかと思います。2条1項でちゃんと話し合いをして、その時点

でみんながどうするかというのは、これがあってもなくても同じではないかと思いません。議会が100パーセント正しいと私は思っていない。

澤田委員 : 2条1項というのはあくまでも、今起きている問題の内容を住民に明らかにしていく場ですから。

児玉委員 : だけどそれで発議者やみんながクールダウンして、これは投票に値しないと思うこともありますよね。

澤田委員 : そういう風にはならないのではないですか。

吉良副会長 : この問題は結論が出ていませんし、議会でも意見が2つに分かれているようですから。入れるかどうかの問題ではなくて、今の話は2条2項4号についての話なので、その結論は全員協議会での意見も出てこない。議会の考え方がまとまらない中で、我々の意見がこの様に集約されましたと結論を出しても、議論が平行してしまうのではないかという気がします。

遠藤会長 : 整理させてください。2条1項についてはどなたも反対していません。

澤田委員 : 私が話しているのは目的の話をしているのであって、なぜ公聴会を開くのかという中身の問題の話です。この2項の4号は、議会という一つの組織の中での、駄目、良い、という問題だから、残しておくべきだと思います。今回のようなことが起きたから、それなりに重みを持たせて、ここに記載しておくべきではないですか。

遠藤会長 : 事務局には議論の事実を正確に、今後議会で議論していく際に、反映させていただくと。古川委員どうでしょうか。

古川委員 : それでいいと思いますが、議決した時期と住民投票が起きる時期がずれる場合があります。議決したのが2年前で、それに対する住民投票が起きたのが2年後で、政策的な社会環境が変わっていたら、議会自体の結論も変わるかもしれない。その時に公聴の場に出た意見が、4号よりも優位性が有るといっているのが入っていると、重みが出るのではないかと思います。だから、入り口から議論を否定するものではなくて、その議決案件であっても公聴の場に乗せて、その時点の判断でみんなが納得すればストップできる。そういう風に理解できるものであれば良いと思いますが。

遠藤会長 : そうすると2条2項4号は除くということでしょうか。

古川委員 : そういった場合でも公聴会が優先すると。

遠藤会長 : 2条2項に但し書きを入れるという考え方かもしれませんね。例えば、「ただし、

次に掲げる事項を除く。4号については第1項の熟議において、三者が納得した場合にはこの限りではない。」などでしょうか。古川委員は4号については否定的ということになりますね。しかし、澤田委員は必要であると。ここで意見を集約するというよりは、ここでの議論の量的な思い思いを含めて、事務局で議会での協議の際、審議会ではこういった議論があったんだと。濫用防止という観点からは2条1項は賛成すべきと。2条2項4号についても濫用防止という観点からは、意見は一致しているので、4号を置くかどうか。置くとしても2条1項の熟議の結果というものを十分反映する。これら意見を反映させて議論してくださいということを伝えてもらうということをお願いします。事務局よろしいでしょうか。

関課長補佐： 住民投票条例の条文について色々と議論をしていただいたのですが、結局この住民投票条例の制定も、住民自治によるまちづくり基本条例の一部として取り扱われております。先ほど児玉委員がおっしゃったことも含めて、まちづくり基本条例の中では、例えば行政運営の透明化とか、議員の役割などの形で、明文化しています。それを受けて、それをすべてクリアーした段階で、この住民投票条例というのが発生するという考え方ですので、全てここの中に先ほどいったことが入れればいいということではなくて、あくまでも住民自治によるまちづくり基本条例の理念とか、そういったものを受け、若しくはそういったものをすべてクリアーした上で、不透明な部分にはこれが生きてくるという考え方で条文の中を見ていただければと思います。先ほども出ましたけれども、こういったものが発生する前に公聴の場や意見交換をする場や情報公開の場があればいいということで、基本条例ではそういった文言を謳い文句として入れていますので、この条文を考えた際には、審議会の中でもありましたけれども、まちづくり基本条例というものをスタンスにしたとき参加と協働というまちづくりを進めようとしたときに2次的に補足するもの、町民に対して、住民に対して、最終的な判断材料として、伝家の宝刀ではないですけども、揮える道具として、住民投票条例を位置づけようという形の中でできていますので、そういったことも踏まえていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

遠藤会長： この問題に特化して言うと、ここであった議論はこういうことです。要するに町と議会という形での意思決定、物事の決定のシステムがある。それに対して住民の直接民主主義というものが道を開くかどうかという議論が基本条例のところでなされている。それに関連して2条2項4号の件についてどういう風に判断していくのかという議論であったろうということなんです。ですからその点を踏まえて、事務局の言うことも十分わかった上で直接民主主義のあり方というのはどういう風に確保していくのかという点を町当局及び議会へ審議会における議論をお伝えいただきたいと思っております。

平間課長： 実は今議会自体において議会基本条例というものを12月に提案する運びになっています。その中の連絡事項が4点ほどありますので事前にお知らせしたいと思っております。4月1日から3月31日までの1年通年ということで1年間を通して議会が開催さ



れるということになりました。今まで町長が議会召集と要請をしていたのですが、それが無くなるということになります。次に議案についてです。実は自由討議というような時間を議員同士で行うということになりました。賛成、反対の意見を議員同士が議場の中で議論し合うと。次に反問権です。質問や考え方に対して、今まで町長部局は議員に対し質問することができなかったのですが、今後は議員の考え方はどうなんですかというような考え方を聞く反問権を設けることになりました。範囲は何でも大丈夫ということ。そして、議会開会中に今まで町長部局、全課長が出席していたのですが、議案によっては関係のない課長等がおりますので、議案に関係する部局だけが、議会に出席するということになりました。この様な骨子で議会基本条例の整備が進んでいるという状況です。ですから我々のほうも、先ほど2条2項4号に対しても、自由討議というところで議員同士が真摯に議場の中で意見を戦わせると、その議決権というものもある程度優先すべきでしょうということも踏まえて、こういう表現をしたということでした。議会の方ではこのような改善、改革を目指しているということをご報告させていただきます。

遠藤会長：ありがとうございます。報告事項については以上といたします。

#### 5. 議事

遠藤会長：次に議事に入ります。参加と協働と促進について資料1を事務局から説明をお願いします。

小林主査：前回、現地視察ということで推進センターの取り組みについて、現地でご議論をいただきました。推進センターについては、現地で議論したこともあって、あそここの場所をどうやって活用するかということ議論に終始してしまったのかなというところがあります。現在、場所はイオンタウンにあります。永遠にあの場所ということではありませんし、いつかの時点では町内の別の場所に設置するという可能性もありますので、今の場所をどう使うかというより、センターとしての機能、中身をどうするかということが大切な点だと考えておりました。

前回は、昨年の状況ということでご報告したのですが、昨年を踏まえて今年度行っている状況について資料をまとめさせていただきました。推進センターのこれからの方向やどういう部分に力を入れなければならないか、どういう方向転換をしなければいけないか、どういう体制がいいのか、などいろいろとご意見いただければと思います。

資料1をご覧ください。参加と協働、促進についてということで、前回も話題として出ました、まちづくり推進センターで行っている団体登録及び支援についてです。中間支援的な役割ということで、どういう団体が町にあるのか、どういう支援を求めているのかなど把握するため、また団体をPRするため団体登録を今も現在進行中で行っています。現在28団体登録していただいております。参考資料1に28団体の一覧と主な活動内容を載せております。登録していただいた団体に対しては、アンケートやヒアリングを通して団体の状況や課題を把握し、個別にいろいろ対応したり、若しくは複数の団体に共通する課題があれば、複数団体と一緒に取り組んでいます。例えば助成金の個別相談ですとか、後継者不足がないという問題を抱えている団体

に対しては、どのようにして解決していけるのかということを検討しています。

次に、まちづくり提案制度についてです。前回の議論でも提案制度の採択が少ない点を指摘されまして、内容がまだまだ足りない感じであると、コンサルティングの能力を上げなければいけないというお話を頂いておりました。24年度第1回6月に募集しておりまして、意見提案1件、実践提案1件の合計数2件の提案があり審査を行いました。実践提案は上川名活性化推進組合、前回視察で訪問したところでした。参考資料2に今回の意見提案と実践提案の提案書を載せております。意見提案については、審査の過程で、既存の制度で実施できるのではないかとということで、そちらの活用を促すことになり、提案の採否に至りませんでした。実践提案については採択になりました。こちらが提案制度第一号ということで、現在、実現に向けて事業を進めております。内容としては上川名の地域史を編纂で、各家から古い写真などを集め、高齢者から地域の慣習や昔の生活の様子について聞き取り、その内容をまとめた写真集を発刊します。この2件とも、提案に当たってはそのまま受け取るということではなくて、内容がどうやったら審査を通りやすくなるかなどの相談をセンターで対応しておりました。

3番目、人材育成の取り組みについてです。現在、推進センターは公設公営で運営していますが、将来的にはやはり住民の皆さんの力を活用して推進センターの運営を行っていきたいと考えております。そのためにはまず人材育成が必要になるということで、去年は講演会のスタイルで事業を行いました。今回は一歩進んで連続講座で一人一人の能力を上げていくような取り組みが必要だと考え、市民活動にスポットを当てて、私にもできる、私達にもできる市民活動をテーマに、今年度の下半期に取り組む予定です。講師としては、みやぎNPOプラザの館長の大久保様を予定しております。具体的には市民活動の考え方、ボランティアの考え方の勉強からスタートし、どういう活動が社会に求められているのか、自分は何ができるのか、それを実現するための企画立案を行います。実現手段、例えば財源、人集めなどを学び、例えば提案制度の活用、民間助成金の活用によって一つでも実現する活動に結び付けて、団体、個人の底上げをしていきたいと考えています。

4番目、地域計画策定の支援について、基本条例に基づく主な取り組みということで、今各地域柴田町42行政区を対象に地域ごとの計画を作り、地域を将来どのようにしていくのかということで計画作りを現在進行形で行っているところです。6月には各行政区の役員とか、区長さんを対象に推進センターで相談会、説明会を行い、今は随時各地区の要請にしたがって相談、説明を行っています。参考資料の3、地域計画作りの参考資料ということで、この様なやり方、この様な進め方、この様な内容で計画を作るといふようなことで、参考にさせていただくための資料を区長さんへ定期的に送付しています。来年度の地区への補助金の関係もあるので、現在各行政区に今一生懸命取り組んでいただいている状況です。

遠藤会長：ありがとうございます。これにつきまして、ご質問、ご意見はありますか。

志子田委員：審議ということでもないですけど、メタセコイアの関係で区長さん十数名が集まる

ところにお話しに行った際、この地域計画の関係で困っているという話をききました。というのは、昼間は年寄りしかいないというのは今の世の中では普通なんです。その中で募金活動をやっているのですが、それ以上に困っているのが地域計画作りで、町の方からは何回かアドバイザーということで来てもらったんですが、常時アドバイザー的な町の職員等の協力体制を取ってもらえないだろうかということがありました。なぜかという、この上川名の提案は地元の町職員が関わってくれている。そういうのをやる人がいない地区の区長さんが非常に苦労しているというのがこの地域計画についてもいえると思います。それで、この資料を見ると非常に簡潔にわかりやすく、淡々と書いてありますけど、地域性とかそういうのを考えて、常時アドバイザー的な人に入ってもらえれば、我々もああいったものをつくれるのかな、という意見がほとんどの区長さんからの声なので、町から出前で行くのではなく、条例でも町の職員について謳っているわけなのでその辺をもう少し強力に後押ししてやってほしいと思います。そうしないとこの地域は進んでいる、この地域はあまり進んでいないという格差が広がるような気がしますので、できれば、各地区に町職員の方がいると思うので、その人たちが地域のアドバイザーになるということをお声がけしてもらえれば、この地域計画というのはもっと活発になると思います。現状では出している地区と出していない地区との差があると思います。

遠藤会長　：　事務局どうでしょうか

関課長補佐：　志子田委員がおっしゃったのは最終的にはコミュニティー担当者制度なのかなという部分はあるのですが、コミ担制度についてはいろいろ考えていかなければならないとは思っています。コミ担制度を導入している隣接している町なんですが、職員が区長さんの部下のようになってしまったという悪い例があります。ただの連絡員みたいになってしまって、職員本人もあまり向上心も持たず、渡されたものを役場に届けるだけというような状況だと。私達の町でもコミ担制度を考えていく際に、特に地域計画ですと各種分野がありますから、恐らく一人の職員で全てに対応していくのは難しいだろうと思います。今の段階ではコミ担制度も含めながら、バックアップ体制をどうやっていくか、横の連携をなるべく強化できるような組織をもう一回見直せざるを得ないのだろうと思います。特にコミ担制度といわれるものについては、先進地ですと今はほとんどボランティアになっています。報酬無し、土曜日曜関係なくというのが関西のほうのコミ担制度となってきました。ただ、そういった制度が柴田町になじむのかどうかというのもありますし、その辺も含めて検討をしていきたいです。ただ、志子田委員がおっしゃった地区がどこなのかは別にしまして、場所によっては職員が直接地域計画に関わって、上手くやっている職員というのも結構います。これはあくまでも地域に戻れば一住民だという考え方の中で自分のノウハウをどのように活かせるかという個人の資質、判断の中で、やっているという本来の姿と言いますか、コミュニティーの一員としての活動という形で動いている職員もいます。この地域計画を通しながら、そういった関わっている職員の方とも話をしながら、そういった手法をとっていくのがもっとも馴染みやすくは入れるのかということも

考えていきたいと思えます。また、柴田町の職員の特徴なんですけれども、1／3位が町外者です。町外者をどのようにしてまちづくりの中にどうやって引き込むかとか、そういったこともあります。課題はありますが、いずれはやっていかなければならないと思えます。そういう取り組みをしているというご報告をさせていただきました。

遠藤会長：ありがとうございます。折角ですから人材育成の取り組みの際には、今言われたボランティアをする人材を育成する流れにしていければ。

志子田委員：講座が基本19時からとなっているので、地域で勤めている人も出れる可能性があるんですね。何人かの区長さんに言われたのは、学校の役員をやっている人は、休みを取ってそういうことをやらなければならないということがネックになります。なので、勤めている人が帰ってくる時間帯にこういう講座をやって、人材育成をやってもらえれば、というのが自分自身いろいろなことをやってきていて、一番感じる場所です。

遠藤会長：町の議長さんと話してきたのですけれども、柴田町は公務員の居住者の割合が多いそうですね。

志子田委員：柴田町は多いでしょうね。

遠藤会長：そういう方が定年になられて何かやりたいけれども、家にいる方もいるのではないですか。そういう方にうまく外に出てきていただいて、まちづくりの中核、ボランティアの中核になるというのはできないのですかね。

志子田委員：自分のやっている活動では、公務員の方が結構多いんです。その中で、そういう気持ちがある人と、逆に住宅地と既存の集落とのギャップがあり、入っていけないというのもあり、公務員関係の方が多く中で残念だと思います。勉強会のテーマにそういうことも入ってもいいのかなと思います。

遠藤会長：それでは是非まちづくり講座の中で人づくりのことなどでやっていただきたい。

志子田委員：これから先、人づくりというのは絶対必要になってくると思います。私はあと1年と3ヶ月で定年ですが、私はいろいろな機会に顔を出させてもらっているから、この先も友人がいるのかなと思います。そうじゃない方というのは、自分の会社の仲間をを考えても不安なところが多いです。

遠藤会長：私もそういう年齢に達していますがけれども、男性というのは仕事から離れると、その先は2つのタイプがあると思います。一つ目は引きこもる、酒、パチンコと。もう一つの方は趣味などで出て行く。それに対して女性は上手く生きていくようですよ。ですから、前者の引きこもりの方に私達にできる市民活動に出てきていただいて、昔

の裨を捨てて、地元で地域づくりに生きがいを持ってもらう。それが、いつか気がつくとノウハウを持っている人材になっているのではないかと思います。先ほど志子田委員が言われた住宅地と旧集落の結びつきも、酒を飲みながら、上手くしていける様なことを具体的に考えていける、行動できる人材をこの講座で育成していくと。その辺をカリキュラムの参考に考えていただければと思います。

吉良副会長： 私の地域の現状を話させてもらいます。60歳過ぎの方で再雇用という形で働いている方が非常に多いです。ですから、60歳を過ぎたらそれで終わりではなくて、もちろん常勤ではないですけど、週4日ぐらい働いている方が結構います。私のところは完全な住宅地で公的な施設もほとんどなく、農家もほとんど無しの完全な住宅地なんですけれども、だから非常に若々しい地域なんです。ですから、地域の町内会の役員は30代の半ばから始まり、40代、50代、60代の年代の方がそれぞれ複数いてやっています。2年に1回役員が変わりますが、どんどん変わって行って、それがうまく機能しています。かつて、大企業の部長クラスであった人が必死になって防災部長としてやっています。また、現役の銀行マンに会計をやってもらっています。現役の教員も2人います。新聞を毎月発行しているのですけれども、広報部長が35歳です。20代の班長がいます。ただし、全体となると、動きが、まとまった形でやるのは難しいです。児玉委員と私が同じ町内会ですから、児玉委員には2期、理事として活動してもらいました。そんな形で結構若手が動いてくれています。ただ前に言われたのは20年後を考えなきゃならないということです。

志子田委員： 私や澤田委員の地区の20年前と同じ状況です。それが20年後にどうなるのか、私や、澤田委員が言っていることが分かると思います。

吉良副会長： それと関連してもう一つ言わせていただくと、私の地区は3世代で暮らしている方が、結構多いです。それが非常にうれしいことです。

志子田委員： リタイア組の人の勉強会をやらなければいけないと思います。副会長の地区は住宅地のままだから、継続が可能だと思います。旧集落などの農家が多い地区に行くと、ボランティアどころではないという人がほとんどになると思います。なので、リタイア後のことを、リタイアしたばかりの人にはこういう働きかけをしたほうが良いと思います。私は、こういう人材育成の必要性を企業の中でも言っているし、町でも絶対必要になると思います。住宅地などで、確実にそこに何世代も暮らせるなら別ですが、そうじゃない地域で、地域計画で悩んでいる点はそういうところなんです。夜になったら、昼の人口の3倍、4倍いるという地域です。ところが昼間に行ってみたら、限界集落ですという集落が、例えば地域計画をやりたいと思っても、動ける人間がいない。だからといってそういう人たちが夜休みを取って、参加するともいえない。それで地域の中では苦しくなっている所があるというというのが実情なので、やはり、リタイアした人、もしくはこれから先にリタイアする人に対して、勉強会というのが必要になると思います。この時間帯だと昼間に勤めている人も参加できるので、とてもいいな

と思います。厚労省で、継続雇用制というものが、平成6年ごろから出始めて、これから子どもたちが少なくなっていくと、次の仕事の担い手がないということです。結局バブルのころは利益追求のために人を入れたためにドーナツ化現象が起きて、そのドーナツ化、空洞化を埋めるために継続雇用が出てきているのかもしれませんが。そんな中で国の年金制度が変わってしまった。以前であれば60歳になれば年金がもらえたが、年金をもらうまでの期間が伸びたために、会社が継続雇用なんかの事業を行っているのが本音であると思います。ただし、55歳以上になると給料が上がらないか、若干下がりますというのが今の民間企業ですから、その辺を考えるとボランティアどうのこうのといったときに、給料が下がっているのにとというのが本音だと思います。その中で、意識改革が必要なのですが、そういう勉強会は絶対必要だと思って、私は今、色々なところに顔を出しているのが実情です。

遠藤会長：古川委員、ご意見がありましたらお願いします。

古川委員：柴田町の特徴としては都市的な地域もありますし、農村的な地縁型の地域もありますので、両方の特色を活かせるような形が作れればと思います。そういう意味で、まちづくり推進センターは両方を見ている支援センターだと思うのですが、先ほどの人材育成のところ、市民活動の人材を育てる福祉や環境や産業など、そういうものに関心を持って、活動している人たちの力をつけていくと同時に、農村コミュニティの中で、集落の絆、集落の力を結集してやっている。この前視察した上川名地区のような伝統的なコミュニティの持つよさを引き出して、活性化した地域を多くするという中で、地域のコミュニティの特性に合わせたまちづくりが活性化できるような支援機能を、このまちづくり推進センターが持つために、どのように体制を整えたりセンターそのものの役割や機能を抽出していくかという議論も継続的に必要になっていくのかなと思います。地域計画を作った後の実行も含めてサポートできるかということも、全体をトータルに考えて、相乗効果が出るような、柴田町のサポートセンターの役割というのが出てくるのかなという気がしています。それと、大学を活かしたまちづくり、仙台大学には相当若い学生さんがいらっしゃいますでしょうし、専門分野を活かせるような環境もありますので、できるだけそういう若い学生たちが自分たちの関心ごととして地域のまちづくりに加わるようなプログラムを作って、一緒に地域の点検、よそのの目で見ることによって地域のよさが発見できるということもありますので、そういう大学、学生の力を活かしたまちづくりを、既にやっているのかもしれませんが、それをもっと重視すべきだと思います。

遠藤会長：今、古川委員が提起された都市的、農村的な地縁的集落、この両方を見たまちづくり支援センターとする、両方を見たまちづくりの人材育成、それを踏まえた地域計画策定ということ、そこに、リタイア組をいかに活用していくか、生きがいにもなると同時に、次に昼は働かざるを得ない若者をバックアップしていくという支援、かつ、あらゆる世代において活躍する環境をよりいっそう活性化させていく、先導的な地域政策を行っていく、ということが今日の報告に絡んで出てきたと思いますので、抽象論

ではなくて具体的にこのまちづくり講座の中にも、誰をターゲットにしていくか、どういったことをカリキュラムとして取り組んでいくか、その辺をお考えいただけたらと思います。

それから、地域計画策定の支援については、まちづくり政策課が核になるわけですね。そうするとよくあるケースかもしれませんが、その補助員みたいなものをそれぞれのボランティアを各地区で募り、その方がもしリタイアしたなら、月に2度くらい、まちづくり政策課主体で地域計画作りのノウハウを伝える講座を行うといったシステムを作っていく、町の職員と連携した推進者を育てていくということも考えてみてはどうでしょうか。

最後に古川委員から提案がありました、大学を活かしたまちづくり。私もその重要性を今感じていまして、やはり、地域に密着した大学にしないとだめなのではないかと。平間課長、小池先生が以前から言っていた、健康づくりとかあの辺をもう少し強化しなければならないと。要するに65歳以上が今は3,000万人になる時代、そういう方達の健康年齢を上げていくことは、介護、医療費の削減にもつながる。そのための、健康づくり、体育大学としての仙台大の役割は非常に大きいのではないかと。そういうことに学生が参加することによって、社会のニーズを生み出していくというのは雇用の場を新たに作る機会にもなるのではないかと思います。町のアクションと地元のニーズ、その結果新しい若い人が地元にも残っていく、柴田町だけではなく県南地域全域に、ということも大学でも議論をしているところです。新しい世代にきちんと自信を持ってまちづくりをしていく、社会に貢献できるようにという風な橋渡しをやる義務が、我々にはあるのではないかと思います。そういう意識で審議会でも議論していきたいと思います。

議事については以上といたします。

小林主査 : 今年度は、参加と協働の促進についてということで基本条例の関係で色々ご意見いただいているのですが、今年度末最終的には審議会からの提言ということでまとめていただきます。

その他で、先ほどの住民投票の関係ですが、全員協議会が10月16日に開催され、その後パブリックコメントを経て議会へ上程という流れになります。全員協議会が終了し、パブリックコメントを実施したところで、審議会にもこれまでの経過と内容の説明する機会として、できれば10月末から11月初旬頃に審議会を開催できるように調整をさせていただきたいと思います。

遠藤会長 : 平間課長から何かありますか。

平間課長 : 9月の議会で推進センターを来年どうするのかと具体的に質問されました。地域の人材育成が本当にできているのかと。そういうことも踏まえて議会の答弁では民間の中間支援ということで町職員を置かないで、地域の方達に運営してもらおうと、そういうような人材をこれから作っていかうと、後期の講座の中でできないか職員に宿題を与えているところです。推進センターの役割と機能ということで、十分今後とも検

討しなくてはいけないなというところです。

それから、まちづくり講座を開講するにあたって、志子田委員のほうからも言われているのですが、自宅にいる男性をどうやって出すかということで、これも職員へ課題をあげております。実は生涯学習課のほうで3回目の成人式というイベントを5年ほど続けております。生涯学習課としてはきっかけ作りをやっているのですがその後の活動のステージを提供していません。ですから、推進センターとしてその活動のステージを提供するというような仕組みも必要だろうということで、まちづくり講座に、今までの該当者に通知を差し上げて、喚起を促すのも一つの手だと思っています。まずきっかけ作りを提案しているところです。

地域計画策定については地域の補助員というのを切実に感じております。現在まちづくり推進班の4名の職員の中で、土曜日曜を問わず出て行っている、とてもリクエストに応じきれないという状況です。町全体で、まちづくり基本条例がまだ職員自体に理解されていないということもありまして、それを地域のほうに補助員という形でまだやれるまでの環境整備がされていない状況ですが、町職員としての役割を担っていただく、そういうような研修も踏まえたところからスタートしていきたいと思っております。

また、地元には仙台大学というすばらしい資源があります。ぜひこの資源を活かしてきたいということで、私も平成19年から健康福祉学科と一緒にあって、やっていますが、なかなか大学と町のリクエストが合わないというところで、ここ1、2年考えるところがありました。このことも、遠藤会長に強いアドバイスをいただいたのでもう少し、積極的に関わりを持ちたいと思っております。

今後とも柴田町のまちづくりということで、審議会から色々な意見、アドバイスをいただいて、一歩でも二歩でも進めたいと思っております。ぜひこれからも貴重な意見をいただきたいと思っております。特に12月に住民投票条例を提案します。実際に提案へ向けて段取り、スケジュールを議会ともコンタクトを取っております。これが新たな一つの町民に対するまちづくりの道具として定着するように支援のほうよろしくお願ひします。閉会の挨拶の際に申し上げるしだいなのですが、貴重な意見を今後ともいただければと感じております。本当に今日はありがとうございました。



## 6. 閉 会

吉良副会長： 住民投票に関して、75分もの長い時間喧々諤々の話し合いが行われて、あとは議会の方に伝えていただけるものと思います。参加と協働について色々と報告があったのですが、私も一人の町内会長として、古川委員からお話があった内容ですが、私の地域には200名の仙台大学の学生がいます。それをどうのように活かしていくか、本気になって考えていかないと、議論だけではなくて実践をどうするかということこれから考えて、私もそろそろ地域計画を策定する段階まできておりますので、締め切りが12月末日ということですので、そろそろ筆を起さなければいけないなということ。ある程度頭の中にはおおもとは考えているのですけれども、今日いいサゲセッションをいただいたので、課長がおっしゃったように、12月に、条例が議会上程されるということです。私たちもそれに関わっていけるように、次の会議が10月末から11月ということなので、そこでまた議論して、いい形での条例制度になるように皆さんでがんばっていきたいと思います。今日は大変ご苦勞様でございました。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後0時10分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員